

職業安定分科会雇用保険部会(第137回)	資料2-2
令和元年12月20日	

雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する告示案、雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件案及び雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する告示案概要

雇用保険法第 18 条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件等について

令和元年 12 月
職業安定局雇用保険課

1. 概要

- 雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇率又は低下率に応じて毎年変更することとしている。
- 今般、令和元年 8 月 26 日付けで政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室から各都道府県に対して指示した毎月勤労統計に係る全国点検の結果（同年 10 月 21 日結果公表）、既に判明していた大阪府のほか、奈良県においても毎月勤労統計に係る不適切事案が確認され、毎月勤労統計の平均定期給与額の変動を基礎として算定している自動変更対象額、内職減額控除額及び高年齢雇用継続給付の支給限度額について、別紙の時期に変更が生ずることとなった。
- 本件告示は、毎月勤労統計の訂正の公表を受け、別紙に記載する①～⑧の額を定めている告示を改正し、
 - I （基本手当の日額の算定の基礎となる）賃金日額の範囲等の訂正（雇用保険法第 18 条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件及び雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件）（別紙中の①及び②）
 - II 失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額（内職減額控除額）の訂正（雇用保険法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する控除額を変更する件の一部を改正する件）（別紙中の③）
 - III 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額（支給限度額）の訂正（雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件等の一部を改正する件）（別紙中の④から⑧まで）
を行うものである。
- ※ 今回の改正により変更された額に基づく追加給付は発生しない。また、過大給付について回収は行わない。

2. 根拠条文

- I 雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに第 80 条
- II 雇用保険法第 80 条
- III 雇用保険法第 61 条第 7 項及び第 80 条

3. 告示日

令和 2 年 1 月上中旬

4. 適用期日

厚生労働大臣が別に定める日

(参考) 全国調査の結果により雇用保険で発生する賃金日額上限額等の変動と影響について

	類型【時期】	旧数値	新数値	差
①	賃金日額上限額（45歳～59歳まで） 【H30.8～R1.7】	16,520円	16,510円	-10円
②	賃金日額上限額（45歳～59歳まで） 【R1.8～R2.7】	16,670円	16,660円	-10円
③	内職減額控除額 【H28.8～H29.7】	1,284円	1,283円	-1円
④	高年齢雇用継続給付の支給限度額 【H26.8～H27.7】	341,440円	341,441円	+1円
⑤	高年齢雇用継続給付の支給限度額 【H27.8～H28.7】	341,979円	341,983円	+4円
⑥	高年齢雇用継続給付の支給限度額 【H28.8～H29.7】	340,004円	339,994円	-10円
⑦	高年齢雇用継続給付の支給限度額 【H30.8～R1.7】	360,169円	360,163円	-6円
⑧	高年齢雇用継続給付の支給限度額 【R1.8～R2.7】	363,359円	363,344円	-15円